

第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

第9期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間（以下「第9期計画」という。）が令和8年度で終了することから、令和9年度を計画の初年度とする「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第10期計画」という。）の策定にあたり、市内高齢者の状況やニーズを調査するため高齢者を対象としてアンケートを実施するとともに、第10期計画策定に向けた課題分析等計画策定支援を行うもの。

また、本計画では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する「認知症施策推進計画」を包含する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 業務の内容

【令和7年度】

吉野川市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び吉野川市在宅介護実態調査業務

(1) 実態把握調査の実施

- ・国から提示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を基本とし、実態把握のための調査方法、調査項目等の検討、提案を行うこと。また、包含計画策定のための調査項目についても検討の上、提案を行うこと。
- ・調査対象者がより回答しやすい調査票となる構成を検討すること。

(2) 高齢者向けアンケート調査

調査の名称	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	②在宅介護実態調査
調査対象者	要介護1～5の認定を受けていない高齢者及び要支援1・2の認定を受けている人から抽出。 配布予定者数:3,000人	在宅で生活している要介護1～5の認定を受けている人のうち「介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている人であって、在宅介護実態調査中に認定調査の対象となる人。 配布予定者数:500人
調査の方法	郵送配布、郵送回収	発送・回収作業は市が行うことを想定。
調査の主たる目的	・地域課題等を把握する。 ・第10期計画策定のための基礎資料とする。	・在宅サービスの利用者及びその家族等介護者の現状及びニーズ等を把握する。 ・第10期計画策定のための基礎資料とする。
調査項目	国の示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本とし、国の認知症施策推進計画を踏まえた市における認知症施策を検討するための調査項目及び本市独自の調査項目を加えたものとする。	国の示す「在宅介護実態調査」を基本とする。
実施時期	令和7年12月中旬（予定）	令和7年12月から令和8年2月（予定）
調査票の印刷・製本	A4版、16ページ程度、両面印刷、上質紙、中綴じ	A4版、10ページ程度、上質紙

調査票の封入・封緘 発送・回収	発送及び返信用封筒、宛名シールは発注者において準備し、封入封緘から発送及び回収まで発注者が行う	発注者が行うことを想定
調査データ入力・集計	受託者においてデータ化すること。 データ化にあたっては、地域包括ケア「見える化」システムに対応したレイアウトに従い、データ登録支援（登録用データの作成、登録に係る問い合わせ等の対応）を行うこと。 介護予防・日常生活圏ニーズ調査データ送信用ファイル入力仕様書のレイアウトに則ること。	調査結果を厚生労働省から提供されるエクセルシートに入力すること。
調査結果の抽出・分析	調査結果について、多面的な視点から分析できるよう、設問ごとのグラフや表、クロス集計等を作成し、調査結果報告書を作成すること。 課題等を分析した上で、第10期計画の方向性に対し、助言・提案を行うこと。	調査結果と認定データを関連付けし、分析を行うこと。 介護認定調査の自動集計ソフトを活用すること。
調査票の受け渡し	本市へ返送された調査票は、受託者の社員が担当課にて手渡しで受領を行う。 受け渡し時に社員証・健康保険証等にて正社員の確認を行うこととする。	

【令和8年度事業】

吉野川市介護保険事業所調査業務

(1) 実態把握調査の実施

「介護保険事業所調査」を実施し、事業者の介護保険サービスの提供意向や事業運営状況、介護人材確保に関する動向等を把握するとともに、計画策定の基礎資料とするための各種支援を行うこと。

(2) 介護保険事業所向けアンケート調査

調査の名称	介護保険事業所調査 (介護保険サービスの提供意向、事業運営状況・介護人材確保など)	
調査対象者	施設・居宅系サービス各事業所	
調査の方法	電子メールもしくはインターネットを使用したアンケート	
調査項目	10問程度	
実施時期	令和8年5月(予定)	
調査作成支援	調査票の作成支援(設問設定) 市の独自設定とし、国からの参考提示等があれば適宜参考とする。	
調査票の発送・回収	発送・回収作業は発注者が行うことを想定。	
調査データ入力・集計	受託者においてデータ化すること。	
調査結果の抽出・分析	調査結果について、集計し分析(課題抽出)すること。	

(3) 認知症施策推進計画に係る調査

調査方法については、国及び県の方針に基づき双方協議のうえ決定し、実施すること。

第10期計画策定業務

本市における課題を把握するとともに、地域特性に沿った計画とすること。

なお、計画策定にあたっては、関係法令及び国や県が示す方針を踏まえ、関係する国や県、市の上位計画等と整合を図り、実効性のあるものとする。

認知症施策推進計画策定支援

国及び県の認知症施策推進基本計画に基づき、認知症施策推進計画の策定を支援すること。

(1) 第9期計画の検証

実績及び進捗状況把握

(2) 現状把握

統計的把握、上位計画及び関連計画の動向調査、施策の実態把握

(3) 事業（介護保険料）推計

人口統計、サービス事業量推計、介護保険料シミュレーション

(4) 計画関連作業

超高齢化対策についての調査・研究および計画策定支援

(5) 計画骨子案及び計画書の作成

令和7・8年度に実施するアンケートの分析結果及び国が示す方針等を踏まえた計画書とし、県や本市の各関連計画との整合を図りつつ市の特徴を捉えた独自性のある計画書とすること。また、認知症施策推進計画を一体的に策定すること。

(6) 委員会の運営支援

計画案等を検討する「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」への出席（4回程度）、必要資料の作成、進行・説明の支援、議事録作成、情報公開の支援、委員会における課題の検討・整理

(7) パブリックコメントの実施支援

計画案について、市民の意見を徴収するため、パブリックコメントを実施する。受託者は、パブリックコメント用の計画案原稿を作成するとともに、寄せられた意見書等における回答案の作成及び計画案の修正等、パブリックコメントの実施に関する支援を行うこと。

本市ホームページにおいてパブリックコメントを実施予定であり、必要に応じて広報担当者と協議のうえ、ホームページの作成についても支援すること。

(8) 本事業に関する全国的な動きの情報収集・状況報告（関連計画及び関連例規）

本計画では、全国の幅広い事例や同等規模の取り組み内容を参考にしているため、下記の内容について、具体的に支援すること。

ア 全国担当課長会議が開催される都度、会議内容を要約したレポートを提出すること。

イ 全国の地方公共団体で実施している本業務に関する施策・事例集を業務期間中、毎月提示すること。

ウ 本計画に関連する法律の改正に伴い、本市例規（条例、規定、要綱等）を改正する必要がある場合は、改正ごとにポイントをまとめた解説及びモデル案を提示すること。

5 成果品の納品

受託者は、次に掲げる成果品を納品すること。

[納品日:令和8年7月中旬 納品場所:吉野川市健康福祉部長寿いきがい課]

・吉野川市高齢者実態調査報告書 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査)	A4版 10部
・吉野川市高齢者実態調査単純集計結果 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査)	(データ) 数量1

・吉野川市高齢者実態調査クロス集計結果 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査)	(データ)数量1
・地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を登録する際に 必要なデータ	(データ)数量1
・吉野川市介護保険事業所調査結果報告書	A4版 5部
・吉野川市介護保険事業所調査結果	(データ)数量1

[納品日:令和9年3月15日(予定) 納品場所:吉野川市健康福祉部長寿いきがい課]

・第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(本編) A4版、表紙レザック、単色印刷、100ページ程度、100部	
・第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(本編)	データ 一式
・第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(概要版)	データ 一式

6 業務担当者

- (1) 福祉に関する行政計画作成実績が豊富な者を担当者とする。
- (2) 本業務は、発注者と頻繁に打ち合わせ(協議)が行えるよう調整すること。なお、打ち合わせはオンラインによる出席でも可とする。
- (3) 実際に担当している研究員が打ち合わせに出席し、打ち合わせ(協議)記録を作成すること。
- (4) 業務は、すべて受注者の正社員で行うこととし、他の業者に再委託してはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。)

7 その他

- (1) 策定内容及びスケジュールとその進行管理については、事前に発注者と十分協議すること。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た情報や業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (3) その他、国及び県等への各種報告・資料提出依頼があった場合には、本市の指示する時期に円滑に対応すること。
- (4) 本件については、個人情報を取り扱うため、本契約業務を受託、又は本契約業務に係る事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を受けた法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを見積書提出時に添付すること。(法人認定ではない担当者の個人資格や法人認定申請中等一切認めない。) 個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うこと。特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。
- (5) その他、本仕様書に明記されていない事項については、双方協議の上決定する。